

鹿兒島県社会的養育推進計画

令和2年3月
鹿兒島県

目 次

1	計画の策定について	P 1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の期間	
2	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	P 2
3	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	P 2
4	各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み	P 4
	(1) 各年度における代替養育を受けている子ども数等	
	(2) 今後代替養育を必要とする子どもの見込み	
5	里親等への委託の推進に向けた取組	P 7
	(1) 里親の現状	
	(2) ファミリーホームの現状	
	(3) 今後の見込み	
	(4) 里親等委託率が伸びない理由について	
	(5) フォスタリング業務（包括的里親養育支援）の実施体制の構築	
6	パーマネンシー保障(永続的解決)としての特別養子縁組の推進のため の支援体制の構築に向けた取組	P 1 3
7	施設の小規模かつ地域分散化、高度化及び多機能化・機能転換に向け た取組	P 1 4
	(1) 施設で養育が必要な子どもの見込み	
	(2) 乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び 多機能化・機能転換に向けた取組状況	
	(3) 乳児院及び児童養護施設以外の施設について	
8	一時保護改革に向けた取組	P 1 6
	(1) 一時保護所の現状	
	(2) 一時保護の環境及び体制整備について	
	(3) 特別な配慮が必要な子どものケアについて	
9	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	P 1 9
10	児童相談所の強化等に向けた取組	P 1 9
	(1) 県内の児童相談所における相談件数等の現状	
	(2) 児童相談所の強化等に向けた対応	

1 計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下、「改正児童福祉法」という。）では、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

また、改正児童福祉法では、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障（永続的解決）となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を進める「家庭養育優先原則」が明記されました。

これらの抜本的改正を受けて、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では、児童相談所改革等に加え、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の実施、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換など改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

具体的には、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率（代替養育*を受けている子どものうち里親とファミリーホームに委託されている子どもの割合）75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが目標として示されました。また、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組が有力・有効な選択肢であり、概ね5年以内に現状の約2倍の年間1,000人以上の成立を目指すこととしています。

これを受けて国からは、平成30年7月の厚生労働省子ども家庭局長通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」において、都道府県に対し、平成23年7月に示された「社会的養護の課題と将来像」に基づき策定した都道府県計画を全面的に見直し、新たに「新しい社会的養育ビジョン」に基づく都道府県計画を策定するよう求められ、計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的な考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されました。

こうした方針に基づき、鹿児島県では平成27年3月に策定した「鹿児島県家庭的養護推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と鹿児島県の現状を踏まえ、各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込みを算出するなど、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「鹿児島県社会的養育推進計画」を策定しました。

※ 代替養育：子どもと保護者を分離し、児童養護施設や乳児院、里親などで行う養育のこと

(2) 計画の期間

計画の期間は令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度を後期とします。

ただし、将来人口に関する資料については、県内人口の令和6年度および令和11年度データがないことから、推計部分については、国立社会保障・人口問題研究所の令和7年度および令和12年度データを使用し、令和7年度のデータを令和6年度の人口、令和12年度のデータを令和11年度の人口として取り扱います。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

改正児童福祉法では子どもが権利の主体であることが明記され、それに基づき「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行うよう示され、社会的養育の施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）からの意見聴取方策等について、各都道府県の実情に応じた取組みを進めるよう求められています。

本計画策定に当たっては、当事者である子どもの意見を反映させるため、社会的養護経験者から聴取した意見を踏まえ策定しました。

なお、現在のところ、児童養護施設などにおいては、意見箱の設置や子ども達との面談を通じて意見を聴取し、施設運営の改善に努めており、希望に応えられない場合には、その理由を説明しているところです。また、児童相談所においては毎年実施している養育状況調査の際に子どもと面接・意見聴取を行い、その結果等を踏まえて措置の継続や変更の決定を行っています。

今後は、子どもの権利にかかる定期的な説明、これまで以上に子ども達が意見を伝えやすい雰囲気での意見聴取、子ども達の持っている疑問点などについての十分な説明などを児童養護施設等に対し指導することや乳幼児や障害児など自ら意思表示することが困難な子どもについても、各施設で実施しているチェックシートを活用した意見聴取方法などを各施設種別協議会の研修会で情報提供することなどにより権利擁護の取組を推進します。

また、児童相談所は、引き続き子ども達の意見等を踏まえ、措置の継続や変更を行っています。

その他、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会が特に必要と認めるときは、子どもや関係者の意見を聴くことができるようになったことを周知するとともに、子どもや関係者から直接苦情等を受け付ける仕組みを設けることについても、国から示される検討結果を踏まえ、今後の対応を検討します。

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

改正児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定されるとともに、社会的養育とは施設や里親などの代替養育のみならず、「子どもが家庭で健やかに成長できることも含んでいること」、「支援を要する妊婦等[※]を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めること」、「児童相談所等から情報提供を求められた場合、医療機関や学校等は被虐待児等に関する資料等を提供ができること」などが示されました。

また「新しい社会的養育ビジョン」では、身近な市町村において子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制の構築、子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、児童家庭支援センターの増加と質の向上などの支援メニューの充実が求められています。

※ 支援を要する妊婦等とは

- ① 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（望まない妊娠、若年の妊娠などの事情を有する妊婦）：特定妊婦
- ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭等の児童）：要支援児童

○ 現状

平成31年4月現在の各施設の設置状況については以下のとおりです。

子育て世代包括支援センター	17市町に22箇所設置
児童家庭支援センター	1市に1施設設置
市町村子ども家庭総合支援拠点	設置されていない
母子生活支援施設	4市に7施設（うち1施設休止中）設置

平成30年度に各市町村で実施した主な支援メニューは、以下のとおりです。

（子ども・子育て交付金実績による）

・ 利用者支援事業	18市町村	
・ 子育て短期支援事業	13市町	
・ 乳幼児全戸訪問事業	34市町村	
・ 養育支援訪問事業	15市町村	
・ 地域子育て支援拠点事業	37市町村	など

【本県の目標】

- 国のガイドライン等においては、原則として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」とは同一の主担当機関が2つの機能を担い、一体的に支援を実施することとされています。そのため、市町村に対し国の交付金の活用など必要な助言等を行い、市町村の意向も踏まえながら、すべての市町村において「子育て世代包括支援センター」が設置されるよう促進します。
- また、「子ども家庭総合支援拠点」については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月策定）において、令和4年度までに全市町村に設置するとされたことを踏まえ、市町村に対し国の運営費にかかる財政支援など必要な助言等を行い、設置を促進します。
- 児童家庭支援センターについては、児童相談所を補完する役割を担うことから、各地域の相談ニーズ等を勘案し対応を検討していきます。
- 母子生活支援施設は、従来から母子を分離させずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であることから、そのニーズに応じた利用を改めて周知するとともに、親子関係の強化、再構築の場として利用できることについて、周知に努めます。
- 要保護児童の適切な保護を図るため、市町村や警察、学校等の関係機関・団体等により構成される「要保護児童対策地域協議会」は、県内すべての市町村に設置されています。今後も同協議会が主催する会議に児童相談所が参加し、関係機関相互の情報共有に努めるとともに、協議会の適切な運営が図られるよう助言等を行っていきます。
- 本県においては、子ども家庭支援に携わる職員の人材育成のため、従来から市町村職員を対象とした「子ども虐待等に関する実務研修会」を開催してきました。その後、改正児童福祉法で要保護児童対策調整機関担当者に対する研修が義務化されたことを受け、平成29年度からは「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」として毎年1回開催しており、平成30年度は26市町村33人、令和元年度は25市町村36人の担当者が受講しています。
- 今後も、多くの市町村職員の受講を促すとともに、特に児童虐待に関連する情報共有に努めます。

4 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

本県においては、平成27年3月に策定した「鹿児島県家庭的養護推進計画」に基づき里親等委託の推進や施設の小規模化、地域分散化など家庭的養護の推進を段階的に進めてきたところですが、しかし、改正児童福祉法において、「家庭養育優先原則」が明記されたことから、さらに、里親等委託や施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進する必要があります。

今後の検討を行うため、代替養育を必要とする子どもの数の見込みについて、近年の子どもをとりまく状況を踏まえ算出しました。

(1) 各年度における代替養育を受けている子ども数等

過去10年間の20歳未満の子どもの数は、毎年減少し続けており、平成21年度から平成25年度の平均と平成26年度から平成30年度の平均を比較すると6.8ポイントほど減少しています。

一方、代替養育を受けている子どもは、増減を繰り返しながら徐々に減少しており、平成21年度から平成25年度の平均と平成26年度から平成30年度の平均を比較すると1.3ポイントほどの減少にとどまっています。

また、平成26年度から平成30年度に代替養育を受けていた子どものうち、里親等委託が必要な子ども（国が都道府県社会的養育推進計画策定要領で示した算出方法*による）は、平均で約564人となっています。

※ 国が都道府県社会的養育推進計画策定要領で示した算出方法

- ・ 里親等委託が必要な子どもとは、以下の①及び②の合計
 - ① 現に里親等委託されている子ども
 - ② 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども
- ・ 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもとは、以下の①～④の合計
 - ① 乳児院に半年以上措置されている乳幼児
 - ② 乳児院から児童養護施設に措置変更された乳幼児
 - ③ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児
 - ④ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

表1 本県における年齢別推計人口

10月1日現在

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
0歳	14,700	14,768	15,037	14,651	14,419	13,928	13,295	13,504	13,021	12,788
1歳	15,367	14,595	15,122	15,376	15,082	14,733	13,460	13,597	13,801	13,306
2歳	15,044	15,118	14,783	15,188	15,457	15,126	14,183	13,532	13,668	13,860
3歳	15,003	14,741	15,247	14,829	15,241	15,526	14,473	14,266	13,542	13,707
4歳	15,127	14,681	14,904	15,258	14,898	15,275	14,993	14,497	14,287	13,571
5歳	15,029	14,679	14,802	14,930	15,274	14,908	14,713	15,002	14,487	14,288
6歳	15,441	15,105	14,753	14,845	14,958	15,260	14,793	14,744	14,994	14,492
7歳	15,877	15,432	15,217	14,782	14,868	14,948	15,083	14,816	14,717	14,998
8歳	15,920	15,907	15,493	15,212	14,792	14,876	14,732	15,092	14,822	14,745
9歳	16,124	15,869	15,996	15,504	15,203	14,767	14,640	14,718	15,094	14,823
10歳	15,980	16,061	15,938	16,001	15,504	15,197	14,548	14,664	14,720	15,074
11歳	16,549	15,851	16,144	15,947	16,026	15,482	14,932	14,550	14,656	14,727
12歳	16,915	16,570	15,963	16,126	15,925	15,990	15,251	14,943	14,540	14,642
13歳	17,020	16,922	16,706	15,937	16,130	15,905	15,790	15,249	14,911	14,516
14歳	17,807	17,080	17,009	16,689	15,929	16,122	15,865	15,763	15,224	14,900
15歳	18,233	18,027	17,164	17,001	16,692	15,967	16,300	15,891	15,809	15,266
16歳	18,567	18,514	18,141	17,157	17,024	16,712	16,219	16,345	15,930	15,826
17歳	19,112	18,598	18,560	18,097	17,124	17,001	16,713	16,183	16,317	15,916
18歳	17,263	16,434	16,853	16,906	16,465	15,585	14,747	15,146	14,688	15,001
19歳	15,785	13,404	14,463	14,991	15,084	14,779	12,205	13,135	13,668	13,399
	326,863	318,356	318,295	315,427	312,095	308,087	296,935	295,637	292,896	289,845

出典：県人口移動調査推計(推計人口)

〔平成21年度から平成25年度の平均 318,207人
平成26年度から平成30年度の平均 296,680人 減少率 6.7651%〕

表2 代替養育を受けている子どもの数

年度末現在

	養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	計
平成21年度	707人	43人	40人	0人	790人
平成22年度	672人	46人	42人	3人	763人
平成23年度	706人	47人	38人	8人	799人
平成24年度	686人	46人	53人	7人	792人
平成25年度	640人	51人	60人	12人	763人
平成26年度	639人	41人	66人	18人	764人
平成27年度	635人	42人	72人	22人	771人
平成28年度	641人	40人	80人	25人	786人
平成29年度	608人	42人	93人	22人	765人
平成30年度	587人	48人	112人	21人	768人

平成21年度から平成25年度 福祉行政報告例から引用
平成26年度から平成30年度 児童相談所調べ

〔平成21年度から平成25年度の平均 781人
平成26年度から平成30年度の平均 771人 減少率 1.2804%〕

表3 国の算出方法による里親等委託を必要とする子ども

年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
代替養育を受けている3歳未満の子ども	59人	64人	59人	56人	58人
うち里親等委託を必要とする子ども	34人	29人	34人	28人	27人
里親等委託を必要とする子どもの割合	57.6%	45.3%	57.6%	50.0%	46.6%
代替養育を受けている3歳以上就学前の子ども	85人	86人	103人	107人	89人
うち里親等委託を必要とする子ども	63人	71人	73人	82人	70人
里親等委託を必要とする子どもの割合	74.1%	82.6%	70.9%	76.6%	78.7%
代替養育を受けている学童期以降20歳未満の子ども	620人	621人	624人	602人	621人
うち里親等委託を必要とする子ども	465人	476人	476人	458人	435人
里親等委託を必要とする子どもの割合	75.0%	76.7%	76.3%	76.1%	70.0%
代替養育を受けている20歳未満合計	764人	771人	786人	765人	768人
うち里親等委託を必要とする子ども	562人	576人	583人	568人	532人
里親等委託を必要とする子どもの割合	73.6%	74.7%	74.2%	74.2%	69.3%

児童相談所調べ

表3' 本県の里親等委託の現状

年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
代替養育を受けている3歳未満の子ども	59人	64人	59人	56人	58人
うち里親等委託中の子ども	8人	7人	11人	8人	7人
里親等委託中の子どもの割合	13.6%	10.9%	18.6%	14.3%	12.1%
代替養育を受けている3歳以上就学前の子ども	85人	86人	103人	107人	89人
うち里親等委託中の子ども	12人	14人	9人	12人	9人
里親等委託中の子どもの割合	14.1%	16.3%	8.7%	11.2%	10.1%
代替養育を受けている学童期以降20歳未満の子ども	620人	621人	624人	602人	621人
うち里親等委託中の子ども	64人	73人	85人	95人	117人
里親等委託中の子どもの割合	10.3%	11.8%	13.6%	15.8%	18.8%
代替養育を受けている20歳未満合計	764人	771人	786人	765人	768人
うち里親等委託中の子ども	84人	94人	105人	115人	133人
里親等委託中の子どもの割合	11.0%	12.2%	13.4%	15.0%	17.3%

児童相談所調べ

表4 将来男女5歳階級別推計人口 10月1日現在

	令和7年	令和12年
総数	263,113人	244,567人
0～4歳	58,473人	54,236人
5～9歳	65,685人	59,200人
10～14歳	70,894人	65,732人
15～19歳	68,061人	65,399人

出典：H30国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口（男女合計を使用）
以下、令和7年の人口を令和6年、令和12年の人口を令和11年の人口として取り扱う

(2) 今後代替養育を必要とする子どもの見込み

(1) で示したように、20歳未満の子どもの減少率と比較して、代替養育を受けている子どもの減少率は緩やかになっていることから、それぞれの減少率を比較し、代替養育を必要とする子どもの見込みを算出しました。

計算については、次のとおりです。

1 20歳未満の子どもの数の減少率

①平成21年度から平成25年度までの平均と平成26年度から平成30年度までの平均との比較

$$\text{減少率 } 6.7651\% \quad (1 - 296,680 \text{人} \div 318,207 \text{人})$$

②平成26年度から平成30年度までと令和6年度の比較

$$\text{減少率 } 11.3142\% \quad (1 - 263,113 \text{人} \div 296,680 \text{人})$$

③令和6年度と令和11年度の比較

$$\text{減少率 } 7.0487\% \quad (1 - 244,567 \text{人} \div 263,113 \text{人})$$

2 代替養育を受けている子どもの数の減少率

①平成21年度から平成25年度までの平均と平成26年度から平成30年度までの平均との比較

$$\text{減少率 } 1.2804\% \quad (1 - 771 \text{人} \div 781 \text{人})$$

②平成26年度から平成30年度までと令和6年度の比較

$$\text{減少率 } 2.1414\% \quad (11.3142\% \times 1.2804 \div 6.7651)$$

③令和6年度と令和11年度の比較

$$\text{減少率 } 1.3341\% \quad (7.0487\% \times 1.2804 \div 6.7651)$$

3 代替養育を必要とする子どもの数

①令和6年度 $771 \text{人} - (771 \text{人} \times 0.021414) = 754 \text{人}$

②令和11年度 $754 \text{人} - (754 \text{人} \times 0.013341) = 744 \text{人}$

4 代替養育を必要とする子どもの各年代区分別割合（過去5年間の平均）

①3歳未満 $7.6803\% \quad (296 \div 3,854) \dots \text{表3}$

②3歳以上就学前 $12.1951\% \quad (470 \div 3,854) \dots \text{表3}$

③学童期以降 $80.1245\% \quad (3,088 \div 3,854) \dots \text{表3}$

5 代替養育を受けている子どものうち里親等委託を必要とする子どもの割合（過去5年間の平均）

①3歳未満 $51.3513\% \quad (152 \div 296) \dots \text{表3}$

②3歳以上就学前 $76.3830\% \quad (359 \div 470) \dots \text{表3}$

③学童期以降 $74.8057\% \quad (2,310 \div 3,088) \dots \text{表3}$

(試算)

令和6年度

代替養育を必要とする子どもの数	754人
(うち里親委託等が必要)	552人)
うち3歳未満	58人
(うち里親委託等が必要)	30人)
うち3歳以上就学前	92人
(うち里親委託等が必要)	70人)
うち学童期以降	604人
(うち里親委託等が必要)	452人)

令和11年度

代替養育を必要とする子どもの数	744人
(うち里親委託等が必要)	545人)
うち3歳未満	57人
(うち里親委託等が必要)	29人)
うち3歳以上就学前	91人
(うち里親委託等が必要)	70人)
うち学童期以降	596人
(うち里親委託等が必要)	446人)

5 里親等への委託の推進に向けた取組

改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、子どもの最善の利益を実現するため、「児童を家庭において養育することが困難又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」とされていることから、代替養育を必要とする子どもについては、代替養育のうち家庭と同様の養育環境にあるとされている里親やファミリーホームへの委託を推進する必要があります。

また、現に施設に入所している子ども達についても、児童養護施設等に配置されている家庭支援専門相談員や児童相談所、関係機関が連携して親子関係の再構築を図っているところですが、再構築が困難な場合、里親やファミリーホームへの委託を推進する必要があります。

本県においては、多くの児童養護施設等に里親支援専門相談員を設置することや中央児童相談所に里親支援班を設置することなどにより里親委託の推進を進めてきた結果、里親等委託率は平成21年度末の5.1%（全国平均10.8%）から平成30年度末には17.3%（全国平均が20.5%）と上昇しているものの、現時点においても全国平均に届いていない状況となっています。

また、平成30年度末現在、本県内で代替養育を受けている子ども768人に対して、里親の登録世帯は182世帯、ファミリーホームは5箇所、定員30人となっていることから、「家庭養育優先原則」を実現するためには、子どもの養育の受け皿となる里親やファミリーホームをさらに増やしていく必要があります。

ただし、里親やファミリーホームにおける生活は、児童養護施設等における生活と比較して里親等と子どもの関係がより密接になることから、委託に当たっては、マッチングを重ねる中などで里親等と子どもの相性を十分に見極めた上で対応する必要があります。

(1) 里親の現状

本県においては、平成26年度の里親登録世帯数が108世帯、委託されている子どもの数が66人となっていました。平成30年度には里親登録世帯数が182世帯、委託されている子どもの数が112人となっており、この5年間でほぼ倍増しています（表5及び表7）。

また、過去5年間の状況をみると、里親世帯登録数の約4割から5割に委託を実施している状況で、1世帯あたりの委託人数は平均0.6人程度となっています。これは、養子縁組里親を希望する里親数が養子縁組里親を必要とする子どもの数を上回ることや里親の希望する年齢・性別等と子どもの状況が一致しないことなどが主な原因と考えられます。しかし、これらはいずれも平成29年度の全国平均（委託している里親世帯の割合約36%、1世帯あたりに委託している人数0.46人）を上回っている状況となっています。

表5 里親登録世帯数と委託世帯数の推移 年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
里親登録世帯数	108世帯	123世帯	156世帯	156世帯	182世帯
うち養育里親	71世帯	83世帯	104世帯	119世帯	136世帯
うち委託中	25世帯	28世帯	36世帯	38世帯	42世帯
うち専門里親	10世帯	11世帯	11世帯	11世帯	11世帯
うち委託中	3世帯	3世帯	3世帯	2世帯	2世帯
うち養子縁組里親	57世帯	64世帯	82世帯	61世帯	71世帯
うち委託中	6世帯	8世帯	7世帯	8世帯	11世帯
うち親族里親	13世帯	14世帯	16世帯	23世帯	32世帯
うち委託中	13世帯	14世帯	16世帯	23世帯	32世帯
委託中合計	47世帯	52世帯	61世帯	71世帯	86世帯

児童相談所調べ

表6 新規里親登録世帯数 年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
里親登録世帯数	22世帯	17世帯	38世帯	29世帯	29世帯
うち養育里親	12世帯	12世帯	25世帯	25世帯	18世帯
うち専門里親	1世帯	1世帯	0世帯	0世帯	0世帯
うち養子縁組里親	11世帯	8世帯	19世帯	9世帯	10世帯
うち親族里親	4世帯	2世帯	4世帯	11世帯	11世帯

児童相談所調べ

表7 里親への委託人数 年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
里親委託数	66人	72人	80人	93人	112人
うち養育里親	33人	36人	46人	46人	51人
うち専門里親	3人	3人	3人	2人	2人
うち養子縁組里親	7人	10人	6人	8人	11人
うち親族里親	23人	23人	25人	37人	48人

児童相談所調べ

表8 里親への新規委託人数

年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
里親委託数	27人	29人	33人	28人	46人
うち養育里親	13人	16人	19人	7人	20人
うち専門里親	0人	1人	2人	0人	0人
うち養子縁組里親	8人	10人	6人	4人	10人
うち親族里親	6人	2人	6人	17人	16人

児童相談所調べ

表9 委託中の里親割合及び1世帯当たりの委託人数

年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託中の里親の割合	43.5%	42.3%	39.1%	45.5%	47.3%
1世帯当たり委託人数	0.61人	0.59人	0.51人	0.60人	0.62人

児童相談所調べ

(2) ファミリーホームの現状

本県のファミリーホームについては、一時期7箇所定員42人になった時期もありますが、結果的には平成26年度末、平成30年度末ともに5箇所定員30人となっており、約22人の子どもが委託されています。

表10 ファミリーホームの設置数、定員及び措置数

年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	5箇所	5箇所	6箇所	6箇所	5箇所
定員数	30人	30人	36人	36人	30人
委託人数	18人	22人	25人	22人	21人

児童相談所調べ

(3) 今後の見込み

今後、家庭養育優先原則を踏まえ里親等委託を推進するためには、里親登録世帯数や里親1世帯あたりの委託人数、ファミリーホームの数や1箇所あたりの委託人数を増やすこと、現在登録している里親等に様々な課題を抱える子ども達に対応できる技術を身につけてもらうことなどが重要です。

そのため、里親支援専門相談員や里親会、各児童相談所などが協力して実施している里親制度説明会や県政広報番組等における広報活動、イベント会場でのPR活動を実施し、里親登録世帯等の増加を推進します。また、養育経験が少ない里親については、施設で養育を体験してもらうことや児童養護施設等に入所する子ども達が多期間の家庭生活体験を行う施設入所児童家庭生活体験事業などを活用し、養育経験を積み重ね、様々な技術を身につけてもらうことなどにより、1世帯あたりの委託人数を増加させる取組を推進します。

これらの推進活動の実施により、里親登録世帯数については平成26年度から平成30年度までの平均増加数である年間18.5世帯増、ファミリーホームの設置箇所数については5年間で1箇所、定員6人増、里親1世帯あたりの委託人数は平成26年度から平成30年度までの平均を若干上回る0.65人程度を見込むこととします。

これにより見込まれる委託可能な子どもの数は以下のとおりとなります。

令和6年度の里親等委託可能人数：226人

里親委託約190人（里親登録世帯数：293世帯×0.65人）

ファミリーホーム 36人（6箇所）

令和11年度の里親等委託可能人数：約293人）

里親委託約251人（里親登録世帯数：386世帯×0.65人）

ファミリーホーム 42人（7箇所）

【参考】

里親の類型

里親には4つの類型があり、それぞれ以下のような特徴があります。

- ① 養育里親
保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもを養育する里親。
- ② 専門里親
養育里親として養育経験を有する者等で児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親。
- ③ 養子縁組里親
養子縁組により養親となることを希望し、養子縁組が可能な子どもと養子縁組することを前提とした里親。
- ④ 親族里親
両親その他その子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、扶養義務者又はその配偶者がその子どもを養育する里親。

※ 養子縁組里親は、幼い子どもとの特別養子縁組を希望する里親が多い一方、縁組の対象となる幼い子どもの数が少ない状況です。親族里親は対象となる子どもが親族に限定されています。そのため、里親委託を進めるためには養育里親及び専門里親を増やす必要があります。

(4) 里親等委託率が伸びない理由について

本県における里親等委託は、平成21年度末が40人で5.1%、平成26年度末が84人で11.0%、平成30年度が133人で17.3%と徐々に進んでいるものの、全国の平均や国の目標には届かない状況です。

このことに関する本県独自の理由としては、本県は戦後保護者のいない児童等の保護を目的に社会奉仕・慈善事業を熱心に行う人々により、多くの養護施設が開設されたことから、現在も児童養護施設等が充実しており、代替養育を受けている子どものうち、施設に入所する子どもの数が多いことなどが考えられます。

その他、児童相談所から聞き取りを行った結果については以下のとおりです。

- ・ 実親は、子どもが里親へ委託されることにより、親として失格の烙印を押された、子どもをとられてしまうなどと考えてしまい、里親等委託に同意しないことがある。
- ・ 子どもが通院を必要とする障害を持つなど施設で対応する方が望ましい場合がある。
- ・ 既に児童養護施設等で安定した生活をしている子どもについては、措置変更により不安定な状況に陥ることや里親候補者との交流・調整の中で里親制度への拒否感が強くなることもある。
- ・ 里親委託された子どもについても、マッチング中や委託当初はうまくいっていても、何かをきっかけに、関係がうまくいかず、委託解除の必要が生じる場合がある。

- ・ 養子縁組を希望して児童相談所等に相談した結果、里親登録する事例が多いことから、養子縁組を希望する里親が多く、養子縁組を必要とする子どもの数を大幅に超えている（養子縁組については、乳児期からの養育を希望される里親が多いが、学童期以降に代替養育が必要となる子どもも多い）。
- ・ 里親委託された当初は何も問題なかったが、委託後しばらく経ってから子どもに障害があることがわかった場合など委託中に困難なことが起こった場合、想像していた里親生活との違いから、里親として養育していくことが困難になる（里親をやめてしまう）場合がある。 など

(5) フォスタリング業務（包括的里親養育支援）の実施体制の構築

本県においては、里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援にいたるまでの一連の業務（フォスタリング業務）について、関係機関の協力を得ながら中央児童相談所を中心とした各児童相談所が行っており、中央児童相談所には平成29年度から里親支援班の設置や里親推進員の配置などを行っています。今後も、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等の各場面で、児童養護施設や里親会など既存の施設等とも連携して支援の充実を図っていく必要があります。

特に、平成26年度から多くの児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員（令和元年度は14施設に配置）は、里親の支援、普及・啓発活動に関し、各地域における里親支援の専門家として児童相談所等と連携しながら活動しており、今後も更に活躍していくことが期待されています。児童養護施設等で勤務する職員の豊富な経験を里親に伝えるためにも、引き続き児童養護施設等に同相談員を配置するよう協力を求めています。

また、鹿児島県里親会に委託している研修や交流会、里親支援専門相談員が実施している里親サロン等を通じて、里親や里子同士の交流を図り、情報交換や里親制度の周知を行うとともに、各里親のニーズの把握に努め、必要な支援について関係者間で情報を共有していきます。

その他、里親支援専門相談員や里親会、各児童相談所などが協力して広報活動やPR活動を実施し、里親の確保に努めます。

【本県の目標】

国は、「新しい社会的養育ビジョン」において、家庭的養育優先原則を実現するため、3歳未満の子どもの里親等委託率を5年以内に75%、乳幼児の子どもの里親等委託率を概ね7年以内に75%、学童期以降は概ね10年以内に里親等委託率を50%にすることを目標としています。

しかし、本県の実情としては、過去5年間の里親世帯登録数や委託数が大きく伸びているにもかかわらず、全国平均に届いていない状況で、平成30年度末現在3歳未満の子どもの里親等委託率が12.1%、乳幼児(0歳から就学前)の子どもの里親等委託率が10.9%、学童期以降の里親等委託率が18.8%となっています。

そのため、令和11年度までに代替養育を必要とする子どもの中の里親等委託を必要とする子どものうち3歳未満の子どもの里親等委託率を75%、乳幼児の里親等委託率を75%（令和6年度までに60%*）、学童期以降は里親等委託率を50%（令和6年度までに35%、令和8年度までに40%*）にすることを目標とします。

また、特に乳幼児や新たに措置する子どもについては、里親等委託の必要性について十分に検討し、里親等委託を優先します。

しかしながら、子どもの最善の利益を実現するため、数値目標達成のため機械的に里親等委託するべきではないことを念頭においた上で、措置先等の検討を行います。

表11 代替養育を必要とする子どもの数（県の目標：里親等委託を必要とする子どもに対する委託率）年度末現在

	平成30年度	令和6年度	令和8年度	令和11年度
3歳未満	58人	58人	58人	57人
里親等委託を必要とする数	27人(46.6%)	30人(51.7%)	30人(51.7%)	29人(50.9%)
委託目標	7人(25.9%)	23人(76.7%)	23人(76.7%)	22人(75.9%)
3歳以上就学前	89人	92人	92人	91人
里親等委託を必要とする数	70人(78.7%)	70人(76.1%)	70人(76.1%)	70人(76.9%)
委託目標	9人(12.9%)	37人(52.9%)	52人(74.3%)	53人(75.7%)
学童期以降20歳未満	621人	604人	601人	596人
里親等委託を必要とする数	435人(70.0%)	452人(74.8%)	450人(74.9%)	446人(74.8%)
委託目標	117人(26.9%)	159人(35.2%)	180人(40.0%)	223人(50.0%)
合計	768人	754人	751人	744人
里親等委託を必要とする数	532人(69.3%)	552人(73.2%)	550人(73.2%)	545人(73.2%)
委託目標	133人(25.0%)	219人(39.7%)	255人(46.4%)	298人(54.7%)
里親等に委託可能な数	133人	226人	245人	293人

- ※ 令和6年度及び令和11年度の子どもの数は、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年度日本の地域別将来推計人口を使用しています。
- ※ 令和6年度及び令和11年度の乳幼児の委託目標がそれぞれ60%、75%であることから、乳幼児の里親委託目標数から3歳未満の目標数を除いた数が3歳以上就学前の目標となっています。
- ※ 令和8年度は、統計資料がないことから、令和6年度及び令和11年度見込みを基に積算しています。

表11' 代替養育を必要とする子どもの数（県の目標：代替養育を必要とする子どもに対する委託率）年度末現在

	平成30年度	令和6年度	令和8年度	令和11年度
3歳未満	58人	58人	58人	57人
委託目標	7人(12.1%)	23人(39.7%)	23人(39.7%)	22人(38.6%)
3歳以上就学前	89人	92人	92人	91人
委託目標	9人(10.1%)	37人(40.2%)	52人(56.5%)	53人(58.2%)
学童期以降20歳未満	621人	604人	601人	596人
委託目標	117人(18.8%)	159人(26.3%)	180人(30.0%)	223人(37.4%)
合計	768人	754人	751人	744人
委託目標	133人(17.3%)	219人(29.0%)	255人(34.0%)	298人(40.1%)
里親等に委託可能な数	133人	226人	245人	293人

(参考)

代替養育を必要とする子どもの数（国の基準：地域性を考慮しない場合）年度末現在

	平成30年度	令和6年度	令和8年度	令和11年度
3歳未満	58人	58人	58人	57人
委託目標	7人(12.1%)	44人(75.9%)	44人(75.9%)	43人(75.4%)
3歳以上就学前	89人	92人	92人	91人
委託目標	9人(10.1%)	46人(50.0%)	69人(75.0%)	68人(74.7%)
学童期以降20歳未満	621人	604人	601人	596人
委託目標	117人(18.8%)	212人(35.1%)	241人(40.1%)	298人(50.0%)
合計	768人	754人	751人	744人
委託目標合計	133人(17.3%)	302人(40.1%)	354人(47.1%)	409人(55.0%)
里親等に委託可能な数	133人	226人	245人	293人

- ※ 平成30年度については、実績を記載しています。
- ※ 令和8年度は、統計資料がないことから、令和6年度及び令和11年度見込みを基に積算しています。

- ※ 令和6年度の乳幼児の里親等委託率を60%とする根拠
11%の里親等委託率を7年後に75%とするため

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
20%	29%	38%	48%	57%	66%	75%

∴ 令和6年度は60%とするもの

- ※ 令和6年度の学童期以降の子どもの里親等委託率を35%
令和8年度の学童期以降の子どもの里親等委託率を40%とする根拠
19%の里親等委託率を10年後に50%とするため

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
22%	25%	28%	31%	35%
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
38%	41%	44%	47%	50%

∴ 令和6年度は35%及び令和8年度40%とするもの

6 パーマネンシー保障（永続的解決）としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

新しい社会的養育ビジョンにおいては、家庭における養育が困難又は適当でないため、児童養護施設などで養育され、家庭への復帰が困難な子どもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組を推進することが求められています。

そのため、県内の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取組を考える必要があります。

- 本県における特別養子縁組の状況
児童相談所が把握している過去5年間の本県の特別養子縁組成立件数は、以下のとおりです。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8組	8組	9組	3組	7組

また、県内で活動している民間あっせん機関はありません。

- 本県における特別養子縁組の状況
児童相談所が把握している過去5年間の本県の特別養子縁組成立件数は、以下のとおりです。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8組	8組	9組	3組	7組

また、県内で活動している民間あっせん機関はありません。

【本県の目標】

平成29年8月に国により示された「新しい社会的養育ビジョン」においては、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね5年以内に国全体で年間1,000人以上の縁組み成立を目指すことが示されています。

全国に占める本県の人口比率約1.3%（平成29年10月1日現在：全国126,706千人、本県1,626千人）を踏まえると、本県に求められる成立件数は13件程度になると考えられます。

しかし、特別養子縁組については、実親との関係が完全に消滅してしまうことや養親とうまくいかない場合においても取り消すことができないことなどを考慮する必要があります。

特別養子縁組制度については、令和元年度に対象となる子どもの年齢要件の引き上げや手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与する、実親の同意撤回の制限を行うなどの改正が行われたことから、今後はその改正後の動向を注視しながら、子どもの最善の利益を念頭に、里親（養親）に対して子どもが持つ自分の出自を知る権利や真実告知の重要性、危険性なども十分に説明した上で、実親（生みの親）や里親（養親）の心情等にも寄り添った対応を行います。

なお、養子縁組や特別養子縁組成立後、登録者からの申し出により里親登録を消除した場合、養親の中には児童相談所との関係がなくなると考える場合がありますが、養子と生活する親としての不安や悩みについても、実親同様児童相談所など関係機関に相談することができることを周知します。

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本計画において、代替養育が必要となる場合は「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とすることとしていますが、家庭では困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由などで施設での養育も引き続き必要となります。国は、そのような場合においても「できる限り良好な家庭的環境」を確保する必要があることから、施設は小規模かつ地域分散化するとともに、子どもの養育機関としての専門性を生かし、里親支援の機能や地域の相談に応じる機能、市町村への支援機能など、高機能化及び多機能化・機能転換を行っていくことが必要としています。

一方で、保護が必要な子どもの行き場がなくなることがあってはならないため、児童養護施設等において十分な受け皿を確保しておくことも重要になります。

(1) 施設で養育が必要な子どもの見込み

前述したとおり、令和6年度に代替養育を必要とする子どもの見込みは750人程度（表11）となっており、里親等へ委託可能な子どもの数が230人程度（P9）であることから、施設で養育が必要な子どもは520人程度になると見込まれます。

また、同様に令和11年度に代替養育を必要とする子どもの見込みは740人程度（表11）となっており、里親等へ委託可能な子どもの数が290人程度（P9）であることから、施設で養育が必要な子どもは450人程度と見込まれます。

平成31年4月現在の県内の児童養護施設（14施設）の定員が781人（暫定718人）、乳児院（3施設）の定員が60人（暫定54人）となっていますが、令和元年6月の時点で県内の児童養護施設及び乳児院に今後の定員見込みを聞き取ったところ、令和11年度までに児童養護施設が550人程度、乳児院が60人程度の見込みとなっています（ただし、各施設とも小規化等に向けた検討中であり、今後変動する可能性があります）。

本計画で示している代替養育を必要とする子どもの数は、比較的代替養育を必要とする子どもの数が少ない時期である年度末で試算しています。しかし、定員等については代替養育を必要とする子どもが最も多い時期で考える必要があるため、年度末と入所する子どもが最も多い時期の差を見込む必要があります（年度末の施設入所者数と施設入所者が最も多い時期の入所者数の差は、過去5年間で最大70人、平均約60人となります。表12）。

また、児童養護施設等は一時保護委託も受けていることから、定員には一時保護される子どもの数（表16）を見込む必要があります（平成30年度実績で1日平均13人程度。令和元年9月の最大数約40人）。さらに、乳児の場合児童相談所の一時保護施設では対応が困難であることから、乳児院に一時保護用の定員枠を確保しておく必要があります。

以上のことから、年度末時点で施設での養育を必要とする子どもが450人、年度末と月末の入所者が最多となる時期の差が70人、一時保護が40人程度を見込む必要があるため、合計で560人となります。これにより、現在の施設の計画との差が50人程となりますが、児童養護施設等は子どものセーフティネットとして代替養育の場の確保に努める必要があるため、転換期における受け皿機能として50人程度の定員は必要であると考えられます。

表12 乳児院および児童養護施設入所者数(最多月末入所者数と年度末入所者数の差)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最大	739人	747人	733人	707人	693人
年度末	680人	677人	681人	650人	635人
差	59人	70人	52人	57人	58人

児童相談所調べ

(2) 乳児院及び児童養護施設の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組状況

児童養護施設における小規模かつ地域分散化については、各施設の状況に応じて進めていますが、小規模化等を行うためには、小規模なグループで子どもと関わる方法や地域分散化施設の運営方法などを習得する必要があります。また、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進めるためには、地域や関係機関とより密な連携を図ることやより専門的なソーシャルワーク技術などが求められることなどから、施設職員の人材育成が必要になります。

また、建物の構造等の問題などから家庭的な養育環境に近づける小規模グループケア（ユニットケア）化することが困難な施設や建て替え後、あまり期間が経過していないことから、計画期間内に小規模化することが困難な施設も存在しています。

さらに、施設からは、慢性的に保育士等の確保が難しい中、小規模化に伴い増加する職員の確保や小規模化に向けた予算の確保、地域小規模児童養護施設の基準を満たす物件が見つからないなどの不安のほか、小規模化を推進する方向性に異論はないが、子どもたちにいろいろな選択肢（大舎制の施設など）を与えることも必要ではないかなどの意見が、社会的養護経験者からは、大舎制などでの生活は、料理や旅行等が経験しにくい一方で、同じ境遇の子どもたちで共通の話ができるという利点があるとの意見があったところです。

このような施設の現状や施設からの意見、社会的養護経験者の意見等を踏まえ、各施設に対し改正法の趣旨や国の新たな支援策、小規模化に取り組んだ事例、施設での養育を必要とする子ども数の変化等を十分に情報提供していくとともに、新築や改築、増築の機会を活用することなどによる小規模かつ地域分散化や高機能化及び多機能化・機能転換を促進します。

(3) 乳児院及び児童養護施設以外の施設について

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童への対応を行う児童自立支援施設は県内に1か所設置されています。

家庭環境、学校における交友関係、その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活支援を行う児童心理治療施設は県内に1か所設置されています。

児童自立支援施設及び児童心理治療施設においては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質に鑑み、国において小規模化・多機能化を含めた在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示すこととされていることから、国からの方向性が示された段階で、再度検討することとします。

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこととする母子生活支援施設は、県内に7か所設置、運営されています（うち1か所休所中）。母子生活支援施設は、従来から母子を分離させずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であることから、そのニーズに応じた利用を改めて周知するとともに、親子関係の強化、再構築の場として利用できることについて、周知に努めます。

児童家庭支援センターについては、児童養護施設を運営している法人が県内に1か所設置しています。県内の児童相談件数、特に養護相談件数は年々増加傾向にあることから、児童福祉法に基づき、地域・家庭からの相談や市町村の求めに応じた援助、児童相談所からの委託による指導、関係機関等との連携・調整など児童相談所を補完する業務を担う児童家庭支援センターの設置については、各地域の相談ニーズ等を勘案し対応を検討していきます。

【本県の目標】

- 乳児院・児童養護施設については、各施設に対し改正法の趣旨や国の新たな支援策等を十分に情報提供していくとともに、今後の代替養育を必要とする子どもの数や施設の意向を踏まえながら、小規模かつ地域分散化を推進します。また、高機能化及び多機能化・機能転換についても同様に推進します。

8 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るため、一時的にその養育環境から離すものとされています。しかし、そうした中でも、子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供することが重要とされています。

(1) 一時保護所の現状

本県内においては、中央児童相談所、大隅児童相談所及び大島児童相談所の3つの児童相談所が設置されています。そのうち、一時保護所は中央児童相談所と大島児童相談所の2か所に設置されています。

また、児童の性格、環境等の条件などから一時保護所以外での一時保護が適当と認められる場合や地理的に遠隔で児童の安全の迅速な確保が困難な場合などにおいては、一時保護委託をする場合もあります。

過去5年間の状況を見てみると、平成26年度には288人（一時保護委託含む）の子どもを一時保護していますが、その後増加を続け、平成30年度には428人の子どもを一時保護しています。

なお、一時保護所の運用上の定員は中央児童相談所が13名、大島児童相談所が4名となっており、平成30年度の一日平均保護人数は中央児童相談所が8.3人、大島児童相談所が1.0人、一時保護委託が13.2人となっています。

表13 一時保護実数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央児童相談所	138人	158人	142人	137人	167人
大島児童相談所	28人	7人	22人	18人	17人
一時保護委託	122人	139人	165人	204人	244人
合計	288人	304人	329人	359人	428人

児童相談所調べ

表14 一時保護延べ人数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央児童相談所	3514人	2954人	2842人	2948人	3044人
大島児童相談所	383人	189人	357人	387人	382人
一時保護委託	4796人	2931人	3091人	4426人	4812人
合計	8693人	6074人	6290人	7761人	8238人

児童相談所調べ

表15 一時保護平均期間

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央児童相談所	25日	19日	20日	22日	18日
大島児童相談所	14日	27日	16日	22日	22日
一時保護委託	39日	21日	19日	22日	20日
合計	30日	20日	19日	22日	19日

児童相談所調べ

表16 一日平均保護人数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央児童相談所	9.6人	8.1人	7.8人	8.1人	8.3人
大島児童相談所	1.0人	0.5人	1.0人	1.1人	1.0人
一時保護委託	13.1人	8.0人	8.5人	12.1人	13.2人
合計	23.8人	16.6人	17.2人	21.3人	22.6人

児童相談所調べ

(2) 一時保護の環境及び体制整備について

一時保護については、安全確保やアセスメントが適切に行われる体制が必要ですが、一方で代替養育の場という性格を有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできるだけ良好な家庭的環境を整備し、個別性を重視した対応ができる体制整備が求められています。また、閉鎖的環境のみではなく、安全確保やアセスメントに支障がない場合は、開放的環境を一時保護所内で確保あるいは一時保護委託による対応で用意し、子どもの外出を可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能になることが望ましいとされています。

そのため、開放的環境により一時保護が可能な状況の場合は、一時保護委託による対応を検討するとともに、子どもの自由な外出を制限する環境で保護することになる一時保護所の保護日数は、必要最小限にするよう努めます。

また、今後も一時保護した児童の心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるように、必要な環境整備や人員配置等に努めます。

(3) 特別な配慮が必要な子どものケアについて

一時保護は乳幼児から18歳未満のすべての子どもが対象であり、一時保護の目的も多種多様であることから、様々な状況の子どもを保護することになります。

その中でも、心的外傷反応、他者との適切な距離に関する問題など様々な症状を抱えていることがある性被害を受けた子どもや重大事件に係る触法少年については、一時保護中の他の子どもとの関係に関して配慮が必要です。

これらに対応するため、職員は研修を受講するなどしてその専門性を高める必要があります。

【本県の目標】

- 一時保護人数については増加傾向にあることから、今後の一時保護委託の状況等を踏まえ、必要に応じ定員の見直し等について検討します。
- 一時保護委託に対応可能な里親等の確保に努め、子どもの状況により開放的な一時保護委託が可能な場合は、一時保護委託についても検討します。
- 一時保護所における保護日数は必要最小限にするよう努め、措置等に支障がない範囲で保護日数の見込みや一時保護後の措置見込み等について伝えるよう努めます。
- 入所に至った背景などにより、特に入所直後は不安や怒り・悲しみを抱えている子どもも多いことから、安全・安心感を与えるケアに努めます。
- 一律に集団生活のルールを押しつけることがないよう人権に配慮しつつ、日課においても子ども個々のケアに配慮する内容が加味されるよう検討します。
- 子ども一人一人の一時保護に至った背景や家庭の状況、性格、心身の状態や成長発達、性別や年齢等を考慮したケアに努めます。
- 職員に対する研修受講の機会の確保に努めます。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

改正児童福祉法において、児童の自立の観点から必要と認められる場合には、里親等委託や施設入所等の支援を20歳に達するまで継続することができることになりました。これまでは、原則18歳（措置延長の場合は20歳）に達した時点で支援が終了しており、その後の生活の見通しが何ら立っていないにもかかわらず、機械的に措置を解除することとした場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になっていたことを鑑み、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置が採られている者について、必要な支援を継続できるようにされたものです。

そのため、都道府県は自立のための事業や自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策強化の取組や、取組を行っていない事業については実施のための計画を策定することが求められています。

本県においては、「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」を活用し、児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、生活支援費や家賃支給費・資格取得支援費を貸し付けることで児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援しており、平成28年度は延べ10人、2,551千円、平成29年度は延べ9人、2,583千円、平成30年度は延べ16人、4,208千円の実績となっています。

また、令和2年度からは、就学のため、20歳を超えて、児童養護施設や里親宅、ファミリーホーム等に引き続き居住する者等を支援するため、居住費や生活費等を支給する社会的養護自立支援事業を開始することとしています。

さらに、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職や就学する満20歳未満（大学の学生等であって20歳に達した日から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。ただし、20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者に限る。）の児童に対し、共同生活を営むべき住居において相談、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う自立援助ホームは、県内に2か所設置されており、平成30年度末現在9人の児童が支援を受けています。

今後も、自立のための様々な支援策について検討するとともに、実施している事業等について代替養育を受けている子ども自身が理解し、将来の進路設計に生かせるよう、施設関係者や里親を通じて子ども達への制度説明等に努めるとともに、他の団体等が実施する進学等への補助についての情報把握に努め、施設等を通じて情報提供するよう努めます。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 県内の児童相談所における相談受付件数等の現状

県内の児童相談所における相談受付件数は、平成26年度の5,937件から増加し続け、平成30年度には7,178件となっています。特に養護相談は、1,942件から2,905件と約1.5倍に増加しています（表17）。

また、児童虐待件数も年々増加しており、児童虐待通告・相談件数が平成26年度368件から平成30年度1,598件の約4.3倍、虐待認定件数が平成26年度247件から平成30年度1,131件の約4.5倍と急激に増加しています（表18）。

急激な増加については、平成25年度から児童虐待を目撃したきょうだいが心理的虐待として通告されるようになったことや、平成28年度から警察による配偶者間の暴力を目撃した子ども（いわゆる面前DV）の心理的虐待通告が増加していることが大きく影響していますが、それ以外の通告件数も徐々に増えています。

(2) 児童相談所の強化等に向けた対応

出水市女児死亡事案の発生や児童相談所が受理した通告・相談件数が年々増加している状況、令和元年6月に公布された改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、児童相談所体制の強化を図ります。

具体的には、令和2年度に児童福祉司を大幅に増員するほか、中央児童相談所において、介入機能と支援機能を分離するため、「家庭支援課」を新たに設置するとともに、児童虐待対応業務の進行管理等を行う「調整課」を新たに設置することとしており、また、職員の専門性の更に強化するため、研修機会の充実を図ることとしています。さらに、児童相談所の補完的役割を担う児童家庭支援センターを北薩地域に新たに設置することとしています。

今後とも、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会による出水市女児死亡事案の検証結果や再発防止策についての提言も踏まえ、引き続き、児童相談所の体制強化等に努めます。

また、本県においては、中核市である鹿児島市が児童相談所設置に向けた検討を開始していることから、人材育成等について協力を行っているところであり、同市の計画等を踏まえ、支援に努めていきます。

表17 県内の児童相談所における相談対応件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養護相談	1942件	2031件	2121件	2384件	2905件
非行相談	278件	306件	219件	194件	182件
育成相談	372件	425件	366件	268件	257件
障害相談	3125件	3025件	3365件	3448件	3670件
保健相談	1件	3件	3件	9件	1件
その他	219件	152件	161件	113件	163件
合計	5937件	5942件	6235件	6416件	7178件

児童相談所調べ

表18 県内児童相談所における虐待認定件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通告件数	368件	498件	604件	1150件	1598件
認定件数	247件	306件	352件	781件	1131件
身体的虐待	83件	87件	100件	173件	198件
ネグレクト	61件	86件	77件	58件	100件
性的虐待	6件	10件	3件	10件	14件
心理的虐待	97件	123件	172件	540件	819件

児童相談所調べ

